

我が憲法改正論



自由民主党
衆議院議員 長島昭久
東京18選挙区支部長

1. 自由民主党の憲法改正案

- ① 第9条に「自衛隊」明記
- ② 緊急事態条項(衆議院議員の任期延長)
- ③ 参議院合区の解消(各都道府県から代表者)
- ④ 教育環境の充実(幼児教育から初等中等教育(小中高)までの無償化)

2. 憲法改正権の限界：象徴天皇と三大原理の改正

- 象徴天皇
- 基本的人権の尊重
- 国民主権
- 平和主義（国際協調主義）

3. 我が憲法改正論

- **第9条の改正**・・・「自衛隊」明記に矮小化すべきでない
- **国家緊急権**・・・衆議院議員の任期延長問題に矮小化すべきでない
- **二院制**・・・参院合区問題に矮小化すべきでない
- **象徴天皇と安定的な皇位継承**・・・旧皇族を皇室の藩屏に

自民党の9条改正草案

第9条1項:日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

2項:前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

現行の改正案:

第3項に、自衛隊を明記し、自衛の措置(自衛権)についても言及すべき。

平成24年版の改正案:

9条の2項「我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全を確保するため、内閣総理大臣を最高指揮官とする国防軍を保持する。」

憲法第22条・第29条

憲法第22条1項

何人も、**公共の福祉**に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

憲法第29条2項

財産権の内容は、**公共の福祉**に適合するやうに、法律でこれを定める。

憲法第7条4項(天皇の国事行為)

「国会議員の総選挙の施行を公示すること。」

総選挙は、衆議院議員のみ。

しかも、天皇は、参議院議員の通常選挙も公示する。

したがって、この規定は、**「衆議院議員の総選挙及び参議院議員の通常選挙の施行を公示すること」と改めるべき。**

1929年の不戦条約と1945年の国連憲章

不戦条約

第1条： 締約国ハ国際紛争解決ノ為戦争ニ訴フルコトヲ非トシ且其ノ相互關係ニ於テ国家ノ政策ノ手段トシテノ戦争ヲ抛棄スルコトヲ其ノ各自ノ人民ノ名ニ於テ嚴肅ニ宣言スル

国連憲章

第2条3項： すべての加盟国は、その国際紛争を平和的手段によって国際の平和及び安全並びに正義を危くしないように解決しなければならない。

第2条4項： すべての加盟国は、その国際関係において、武力による威嚇又は武力の行使を、いかなる国の領土保全又は政治的独立に対するものも、また、国際連合の目的と両立しない他のいかなる方法によるものも慎まなければならない。

憲法9条第2項を生み出した戦後日本の特殊事情

- 敗戦のトラウマ
- 国際連合創設の理想
- 米国（占領国）の意思

マッカーサー・ノート第2原則

国家の主権としての戦争は廃止される。

日本は、紛争解決の手段としての戦争のみならず、自国の安全を維持する手段としての戦争も放棄する。→**憲法9条1項**

日本は、その防衛と保護を、今や世界を動かしつつある崇高な理想に信頼する。→**憲法前文「日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。」**

日本が陸海空軍を保有することは、将来ともに許可されることがなく、日本軍に交戦権が与えられることもない。→**憲法9条2項**

【結論】

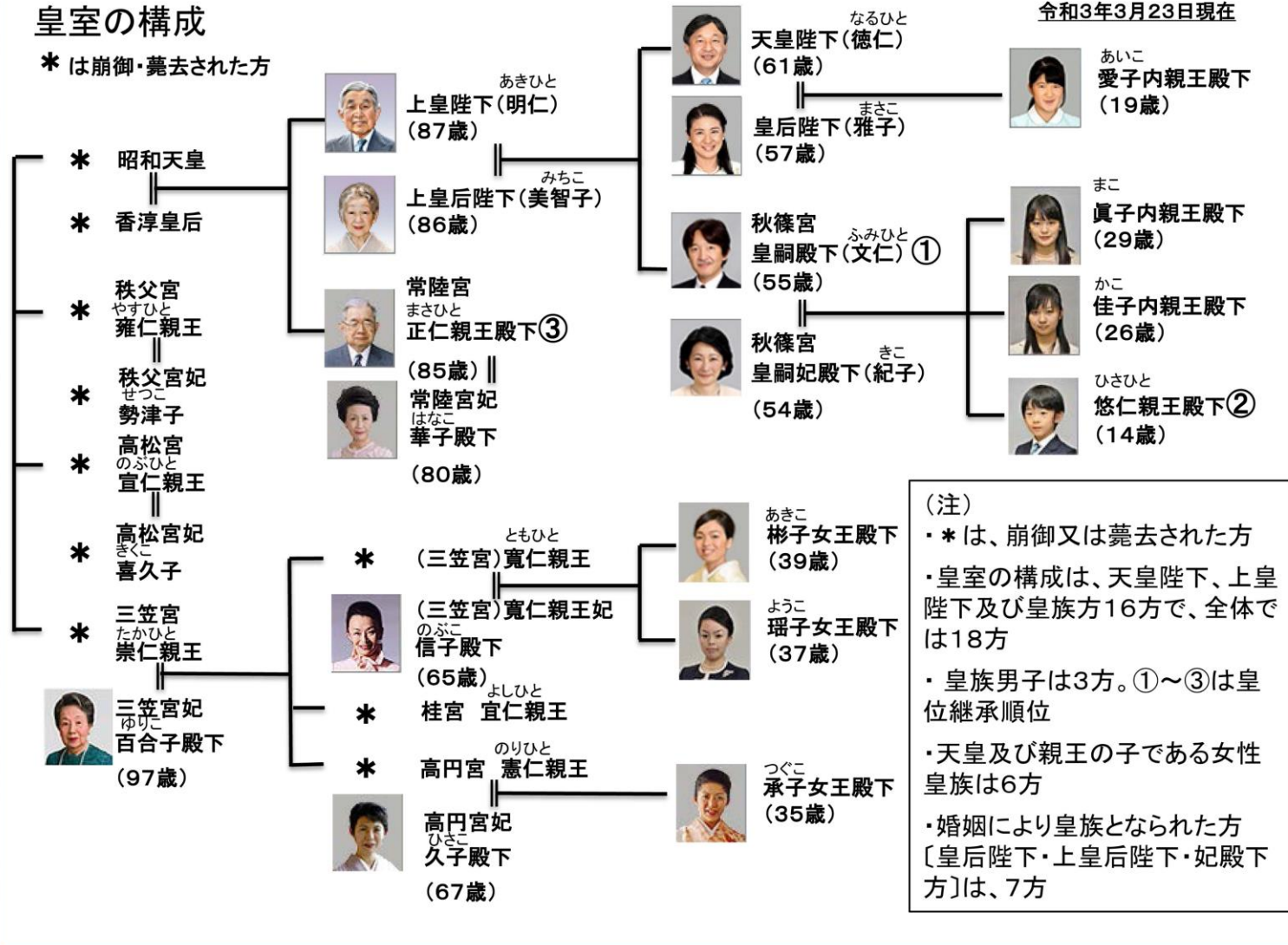
現実との乖離が拡大し、最高法規としての憲法の空洞化をもたらしてきた第2項を改正し、

- ①「戦力」保有を憲法上認め、
- ②それを国民がコントロールする仕組み（シヴィリアン・コントロール）
 - 最高指揮官が文民たる内閣総理大臣、
 - 海外への自衛隊派遣については必ず国会が関与することなど、
- ③その戦力の使い方（自衛権行使の範囲）を明文で規定すべき。
- ④三審制に基づき、最高裁への上告の道を残したうえで、軍法会議を設置する。

皇室の危機の現状

皇室の構成

* は崩御・薨去された方



(注)

- ・* は、崩御又は薨去された方
- ・皇室の構成は、天皇陛下、上皇陛下及び皇族方16方で、全体では18方
- ・皇族男子は3方。①～③は皇位継承順位
- ・天皇及び親王の子である女性皇族は6方
- ・婚姻により皇族となられた方〔皇后陛下・上皇后陛下・妃殿下方〕は、7方

内閣官房サイトより

『皇室典範』第1条に明記された皇位継承の大原則

**「皇位は世襲のものであって」(憲法第2条)を受け、
「皇位は、皇統に属する男系の男子が、これを
継承する」(皇室典範第1条)**

※男系男子とは、父方をたどると天皇家の始祖(神武天皇=神話、実在は15代応神天皇)に連なる男子(父系の方がわかりやすい)。

女性天皇(8方10代)

- ① **推古33**:父は欽明29で、敏達30の**未亡人**
- ② **皇極35齊明37**:父は茅渟王(敏達30の男系孫)で、
舒明29の**未亡人**
- ③ **持統41**:父は天智38で、天武40の**未亡人**
- ④ **元明43**:父は天智38で、草壁皇子の**未亡人**
- ⑤ **元正44**:父は草壁皇子(天武40の皇子)で、**未婚**
- ⑥ **孝謙46称徳48**:父は聖武45で、**未婚**
- ⑦ **明正109**:父は後水尾108で、**未婚**
- ⑧ **御桜町117**:父は桜町115で、**未婚**

旧宮家とは何か？

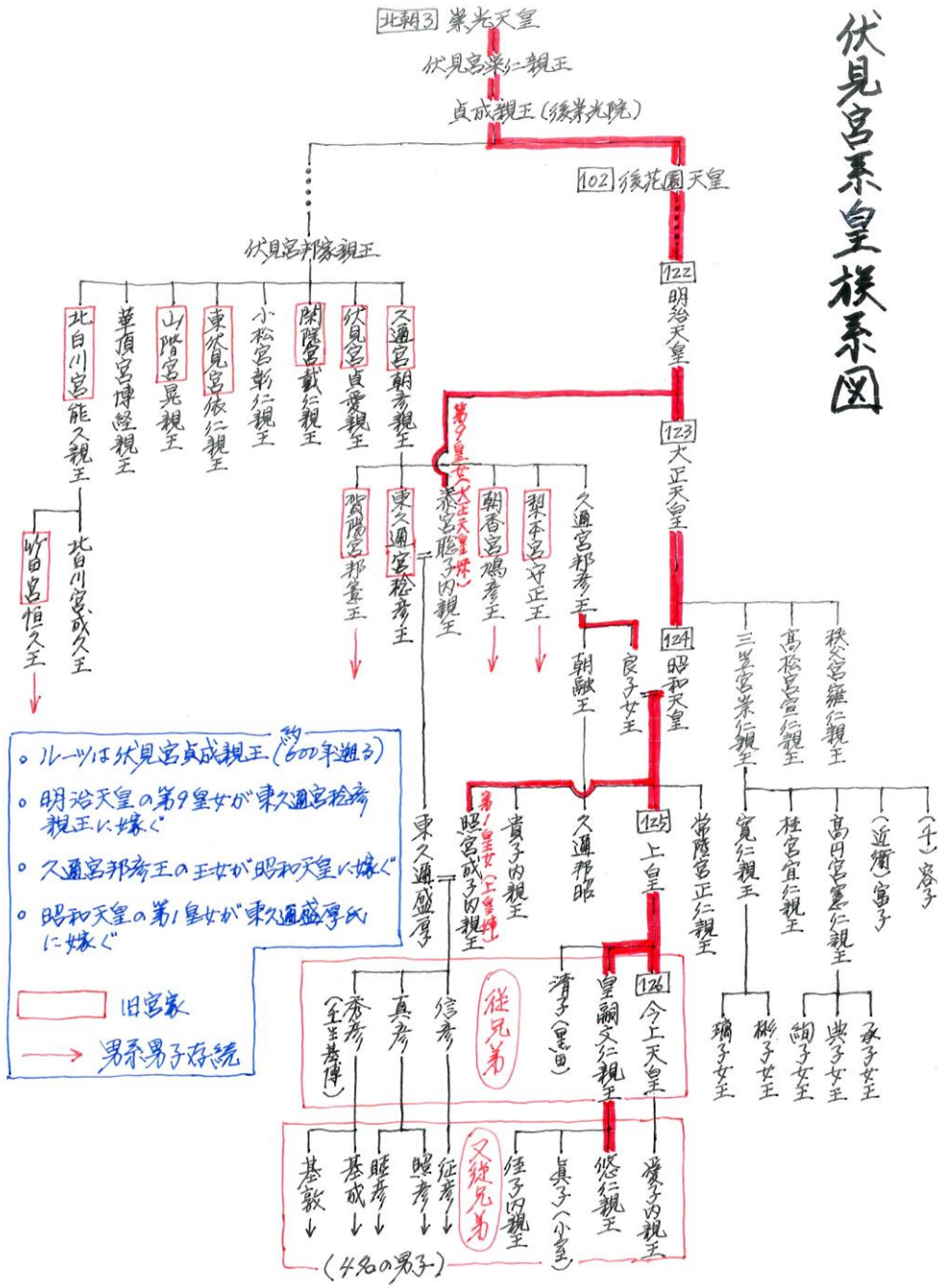
伏見宮系(北朝3代の崇光天皇の皇子・栄仁(よしひと)親王を始祖とする
世襲親王家【伏見、桂、有栖川、閑院】の一つ)に連なる**11宮家**

- 今上陛下からは、崇光天皇の孫・貞成親王(さだふさ、室町時代)まで約600年遡り50親等隔たる遠い血縁
- GHQの圧力によって皇籍離脱(昭和22年)させられる70年前までは皇族で、新憲法施行後(5/3)約5か月間(10/14)は、11宮家51人中**32方**には**皇位継承順位**が付されていた方々
- 「**菊栄親睦会**」を通じて皇室とは緊密な交流を続けて来られた。

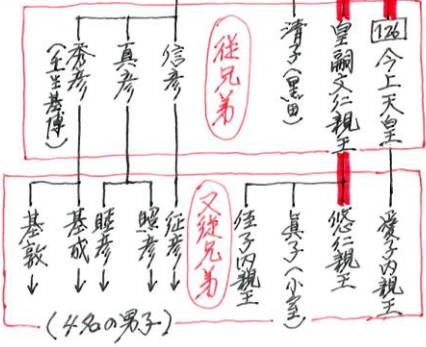
11宮家の現状

| | | | | |
|--------|-------|------|--------------|----------|
| 伏見宮○ | 1456年 | 栄仁親王 | 崇光天皇第1皇子 | 近く断絶見込み |
| 閑院宮○ | 1718年 | 直仁親王 | 東山天皇第6皇子 | 1988年、断絶 |
| 山階宮 | 1864年 | 晃親王 | 伏見宮邦家親王第1王子 | 1985年、断絶 |
| 北白川宮◎ | 1870年 | 智成親王 | 伏見宮邦家親王第13王子 | 2018年、断絶 |
| 梨本宮 | 1871年 | 守脩親王 | 伏見宮貞敬親王第10王子 | 1951年、断絶 |
| 久邇宮 | 1875年 | 朝彦親王 | 伏見宮邦家親王第4王子 | |
| 賀陽宮 | 1892年 | 邦憲王 | 久邇宮朝彦親王第2王子 | |
| 東伏見宮 | 1903年 | 依仁親王 | 伏見宮邦家親王第17王子 | 1955年、断絶 |
| 竹田宮◎ | 1906年 | 恒久王 | 北白川宮能久親王第1王子 | |
| 朝香宮◎ | 1906年 | 鳩彦王 | 久邇宮朝彦親王第8王子 | |
| 東久邇宮※◎ | 1906年 | 稔彦王 | 久邇宮朝彦親王第9王子 | |

伏見宮系皇族系図



- ルーツは伏見宮貞成親王 (約600年遡る)
- 明治天皇の第9皇女が東久通宮稔彦親王に嫁ぐ
- 久通宮邦彦王の王女が昭和天皇に嫁ぐ
- 昭和天皇の第1皇女が東久通盛厚王に嫁ぐ



男系継承危機の歴史

皇位は、直系の男子がない時は、傍系の男子によって受け継がれ、場合によっては遠く10親等や8親等も離れた傍系の男子を探し出して男系を維持してきた。

- **継体天皇**：25武烈→26継体＝10親等離れ、5代200年遡り15応神を經由し5代目。
- **光格天皇**：118後桃園→119光格＝7親等離れ、3代遡り113東山經由し4代目。さらに、光格は後桃園の内親王と結婚し、傍系を直系に近づける努力も。

具体的な方策

目的: 皇統に属する男系の男子たる相応しい皇位継承資格者を確保すること。

- ① 旧宮家の元皇族の男系男子の中から若い適任者が皇族の身分を新たに取得する。
- ② 新たに皇族となられた方については、
 - (イ) 現在の後継男子不在の宮家(断絶の危機)の養子に入り、その宮家を継承する、
 - (ロ) 将来、新宮家を創設したり、また男子がおられない宮家を継承する、
 - (ハ) 現宮家の女性皇族と婚姻して、その家の当主となり、宮家を継承する。

皇室典範の改正:

皇族間の養子を可能にするため、皇室典範特例法を改正して、皇室典範第9条(養子の禁止)と第15条(皇族の身分の取得)の特例を認める。

・・・なお、新たに皇族の身分を取得する決定には、皇族および三権の長により構成される「皇室会議」(皇室典範第5章)の議による。